

5 林地台帳制度について

長野県 林務部

1 現状と課題

◎森林所有者の状況

- ・不在村所有者の増加
(県内民有林面積の23%)
- ・山村の高齢化

◎森林の土地等に関する情報

- ・県(森林簿)、市町村(課税台帳等)、
法務局等(登記情報)等、所在が様々
- ・内容が統一的でない

◎進まない地籍調査

- ・林地の進捗
全国 : 44%
長野県 : 29%

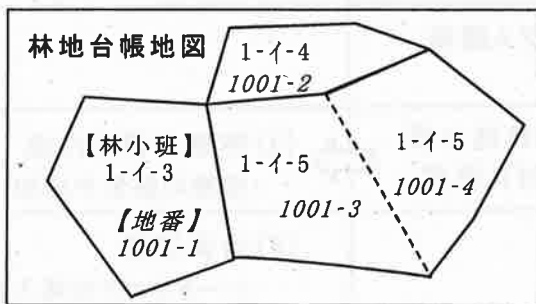
所有者や境界の特定が進まない森林が増え、
森林施業の集約化に支障 → 今後も進行が懸念

2 森林法の一部改正(H28.5)

森林の土地の所有者や境界に関する情報などを一元的に取りまとめる「林地台帳」制度が創設され、平成31年4月から市町村において森林所有者や林業事業体等に対して公表・情報提供することが定められた。

【林地台帳の構成】 森林簿情報+登記情報を基本に作成

記載事項	所在		登記簿上の所有者	現に所有している者/ 所有者とみなされる者	境界に係る測量の 実施状況		森林経営計画 の認定状況	公益的機能 別施業森林
	面積	地目 所在地番	林小班	氏名 住所 氏名 名称	地籍調査	境界測量	認定 年月 種類 の有無	施業 区分 方法 等
			登記 日	届出 日 記載 日 事由	済 未済 日	済 未済 日		



↑

県が台帳原案と管理システム
を整備して市町村に配付
※林地台帳原案:森林簿情報と登記
簿情報を関連付けたデータ

3 林地台帳の効果

森林所有者等の情報を整備して意欲ある担い手に提供することにより、施業集約化の推進や地域における林業の成長産業化などが期待される。

市町村事務においても、伐採届出への対応や、公共事業の実施時に森林の土地の所有者を確認できるなどの効果が想定される。

4 長野県の取組

- (1)林地台帳原案及び林地台帳管理システムを作成し、市町村に配付
- (2)市町村におけるデータ整備、公表・運用に向けての支援

5 市町村における業務

- (1)林地台帳の公表準備(台帳原案の精度向上、ハードウェア導入)(主にH30～)
- (2)林地台帳の閲覧・情報提供への対応(H31～)
- (3)台帳記載情報の更新(H31～)

6 林地台帳整備に対する市町村への財政支援の概要

(1)交付税措置

- ア 普通交付税……従事者数当たり定額(9千円)
- イ 特別交付税……予算措置が上記額を超える場合に措置(措置率 0.7)

(2)国庫補助事業

市町村森林所有者情報活用推進事業(H29～)

- ・林地台帳の管理に必要なシステムの整備に対して補助
- ・補助率1/2

○林地台帳整備の流れ

		県	市町村				
林地台帳の作成	H29年度	(1)林地台帳原案作成 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>森林簿情報</td> <td>登記情報</td> </tr> <tr> <td>森林計画図</td> <td>(市町村提供図)</td> </tr> </table>	森林簿情報	登記情報	森林計画図	(市町村提供図)	市町村所有地番図の提供
		森林簿情報	登記情報				
	森林計画図	(市町村提供図)					
(2)林地台帳管理システム開発							
H30年度	(3)林地台帳原案及び林地台帳管理システムを市町村に提供	⇒ (4)林地台帳の作成 ・情報の修正や追加					
		(5)公表準備 ・ハードウェアの導入等					
公表・運用	H31年度以降		(6)林地台帳公表(4月1日～) ・閲覧、台帳情報や図面の提供				
			(7)情報の更新				
		(9)森林簿情報との同期	(8)情報の提供				